

## 第 5 回

### (仮称)自治基本条例検討委員会会議録

日 時 平成 2 2 年 1 0 月 5 日 (火) 午後 7 時 0 0 分  
場 所 湧別町文化センター TOM 研修室



日 時

平成22年10月5日(火) 午後7時00分～

場 所

湧別町文化センターTOM 研修室

次 第

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 会議録署名委員の指名
4. 確認事項  
(1) 第4回検討委員会会議録について
5. 協議事項  
(1) 条例の必要性について【継続協議】  
(2) その他(次回開催日程)
6. 閉 会

出席状況

委 員

- ・出席した委員(12名)

石垣 誠一、関戸 進、石渡 輝道、井上 暁子、梅田 唯士、佐々木勝雄、  
佐藤 裕樹、多田 貞子、中尾 一也、橋本三樹彦、槇 典明、宮澤 道

- ・欠席した委員(3名)

嘉野 浩一、小松 初恵、谷口 晋

オブザーバー

- ・出席したオブザーバー(4名)

総務課長・加藤 政弘、財政課長・刈田 智之、住民生活課長・水野 豊  
税務課長・濱本 修司

- ・欠席したオブザーバー

なし

事務局職員(4名)

まちづくり推進課長	高山 照勝
まちづくり推進課長補佐	佐藤 敏正
まちづくり推進課調整係長	斉藤 健悟
まちづくり推進課調整係 主任	西堀 真琴

## 1．開 会（午後7時00分）

（高山まちづくり推進課長）

ただいまより、第5回目の自治基本条例検討委員会を開催致します。本日の会議は、嘉野委員、小松委員から欠席の連絡を受けております。

## 2．委員長挨拶

（高山まちづくり推進課長）

開会にあたり、委員長よりご挨拶を申し上げます。

（石垣委員長）

皆さん、こんばんわ。谷口委員さんがまだ来られていませんが、時間になりましたので、これから始めたいと思います。今日は10月5日で、合併から1年が経ちました。町民が一つになれる起爆剤が基本条例だと思います。今回の会議で5回目となり、そろそろ結論を出せたら良いのではないかと考えています。

これまでの会議を欠席されていた宮澤委員が本日は出席されています、今までの経過は会議録をご覧になっていると思いますが、何か一言あればお願いしたいのですが。

（宮澤委員）

第1回目の7月6日の会議で谷口委員さんに「待ってください」と言った後に、携帯に電話が入りまして、主人の具合が悪くなり倒れてしまいました。先週こちらに戻ってきたのですが、治療が終わって帰ってきたわけではありません。皆さんにご迷惑をかけて大変申し訳ありませんでした。

これまでの会議録を読ませていただいたわけですが、このような場が「公共」だと感じましたので、皆さんに話したいと思います。私たちが使う公共という言葉では、公共機関や公共交通などがあります。ドイツの経済哲学者でハンナ・アーレントという、東ドイツの方ですが、ナチスに迫害されてアメリカに亡命しました。この人が「公共」という言葉でとても明確な定義をしています。「公共とは様々な意見を持った人が一つのテーブルに集まり、決まったテーマに基づいて協議をする場所を公共という」。まさに私たちが「公共」を作ろうとしていると考えています。

皆さんの会議録を拝見すると、作ることが大事ではなくて、作るまでの過程、それに至る皆さんの考えを集めて、ひとつのものを作ろうとするところが一番大事だと思います。この会議が正しい方向に進んでいると感じて、私も安心していました。長い間留守をして大変申し訳ありません。深読みをしているかもしれませんが、本日の議案の中に「次回開催」とあるのですが、今日の会議でおしまいと思っていたのですが、違うのでしょうか。今日の皆さんのご意見でと言うことになってくると思いますが。

私としては、このような場があることは、新しい湧別町として一番ふさわしく、

大事なことと思っていますので、基本条例を作ることに、もちろん賛成です。ありがとうございました。

(石垣委員長)

今の宮澤さんの話の中で、次回開催について触れていただいたのですが、本来であれば町長への答申については、委員長、副委員長が町長室で渡す場合が一般的な形ですが、副委員長と話をしまして、せっかく皆さんが意見を出し合って、ひとつの結論にたどり着いたわけですから、皆さんのいるところで答申をしたらどうかと思います。これは委員長、副委員長の望みですので、皆さんに協力していただけたらと思っています。

それでは、会議に入りたいと思います。議案の3番目ですが、今回の会議録署名委員ですが、議案には多田委員、谷口委員とありますが、谷口委員が本日欠席しておりますので、氏名順で中尾委員にお願いしたいと思います。合わせて、前回の会議録署名委員は、関戸副委員長と佐藤委員ですが、皆さん方から会議録の訂正がありましたら、発言してください。

(梅田委員)

よろしいですか。9ページの私の発言の中で、2行目の「まさしく歴史だと・・・」の間に「基本条例」を付け加えて、「まさしく基本条例の歴史だと・・・」に訂正をお願いします。

次に5行目の「将来に渡って・・・」の次に基本条例を付け、「将来に渡って基本条例は・・・」に訂正してください。また最後の行の「これが歴史そのもので」を削除していただきたいと思います。

次に後ろから3行目の「それを含めて作るということを検討して・・・」という部分を「条例を作ることを通して・・・」に直していただくと文章がすっきりすると思います。

次に最後の行ですが「・・・言うふうにしていくことになるのでは」を「・・・言うふうに進んでいくのでは」に訂正していただければ、ありがたいです。

(多田委員)

6ページの私の意見ですが、「町民がうまく活用できないと思います」と断定した文章になっていますが、「町民がうまく活用できないかもしれませんが」に直していただけたらと思います。

(石垣委員長)

分かりました。会議録の確認についてですが、そのほかの方はよろしいですか。

(各委員より「はい」の発言あり)

(石垣委員長)

それでは協議に入りたいと思います。前回の会議で湧別町に基本条例が必要との認識で全員一致したわけですが、欠席された委員もおりますので、意見を伺いたいのですが。

(宮澤委員)

私は、基本条例が必要ということで、先ほど発言したつもりですが。

(橋本委員)

結論から言うと賛成です。今の時代は行政の範囲も広がっておりますし、町民のニーズも多様化してきている中で、行政も町民の意見を取り入れながら進めていかなければならないと感じています。これからは、行政と町民の統一したルールが必要になってくると思います。行政もトップや担当者が代わることによって、今まで作り上げた話がチャラになってしまう場面があるのではないかと心配しています。

これらを踏まえて、町民が合意できるような統一的な条例が必要になってくると思います。

(高山課長)

嘉野委員については、前回の会議も欠席されていますが、事前に電話で回答をいただいています。委員の意見は皆さんと同じ考えであり、基本条例が必要ということの連絡を受けておりますので、ご報告致します。

(石垣委員長)

分かりました。それでは、答申の内容に入っていきたいわけですが、皆さんのお手もとに配布されている資料に答申書の案があります。事務局に作っていただきました。第4回目の最後に次回は答申について協議を行うことにしていましたが、事前に事務局にご意見を提出された方々がいます。小松委員さんは、今回の会議を欠席されるので、意見を提出してもらったのですが、石渡委員と槇委員は出席されているので、意見の内容を説明してもらえるとありがたいのですが。

(石渡委員)

本来であれば、委員の名前は出さない方が良かったと思います。出さないものだと思って書きましたので。条文などを作った時に皆さんの意見を聞く時は名前を出さない方がフリーで書けると思います。説明は特にはないです。今までしゃべってきたことを要約しただけですから。

(槇委員)

私も特にありません。

(石垣委員長)

私の説明の仕方が悪かったですね。旧湧別で条例を作った時に、委員一人ひとりに意見をもらい、その意見に沿って答申や条例を作った経過がありましたので、皆さんが出してくれたのかなと思いました。

今回の会議で最後ですので、皆さんの意見を伺いたいと思います。答申書の中にこのようなものを入れた方が良くとかで、結構ですので。

(井上委員)

あまり難しい言葉を入れない方が良くと思いますので、このままでよろしいと思います。

(梅田委員)

基本条例がまちづくりの基本的な理念を制定すると言うようなことなら、歴史や文化の違う湧別町と上湧別町が合併し、新しいまちづくりに向けてとても大事だと思います。合わせて、作る過程において、たくさんの人の意見を聞き、理念などを練り上げていくことが一番大事なのかなと思います。条例をつくる過程を通して町の形と言うのが、みんなで共通認識していけるのかなと思います。

(佐々木委員)

今までの会議で思ったことを言ってきたわけですが、これからこの町を支えていくのは若い人たちなので、若い人たちが住みやすい町であれば良いと思います。その中で、若い人たちが積極的に参加できるまちづくりの一つの手段として、このような条例を多くの人ができるようになれば良いと思っています。

(佐藤委員)

基本的に文言を変えることはないですが、前回の会議でオブザーバーの皆さんに意見を伺った時に、スピード感が必要な場合があると言う話をされましたので、そのことを考えるべきだと思います。確かに民主主義は時間もかかるし、価値観を合わせる時に、やはり多数決で決めるしかないとは私は思っています。そういう場合に一律なルールを作ってしまうことで、なにかしらの弊害が生まれる場合があるということも、検討委員会で検討してもらいたいと思います。

もう一つは、原点に必ず戻るということで、何のために条例を作ったのか、目的を忘れないようにしておく必要があると思います。大きい会社でも小さい会社でもそうですが、定例会議などで質問されると面倒くさいから資料を出しちゃうと毎回出せという形になってしまう。交渉だとか駆け引きなどで、一番大事なことが忘れられてしまうことがあります。特に国でも地方でもどこでも同じですが、制度疲労を起こしてしまったということがあると思います。

ですから、このような検討委員会の中で、できるだけ議論して、議論した内容を

残すことで、最初に戻れるようにしておくべきだと思います。自分たちが作ってきたことが違う使われ方をされてしまうことが多々あると思いますので。クレーマーなどは完全にそうで、ある個人を追い込んでいくことはできますからね。そういったことも検討委員会の中では協議する必要があると思います。

(多田委員)

私も文章はこれで良いと思います。あとは答申がなされたことによって、一人でも基本条例に関心を持っていただければと思います。

(中尾委員)

答申書に関しては、附帯意見として委員会からの提言が書かれています。とても分かりやすくてよろしいと思います。提言の2番目に書かれています「生きた条例になる」という部分が重要ですので、このところを大切にして基本条例を作っていけば、まちづくりが良い方向に向かうと思います。

(橋本委員)

私も制定の是非を問われている検討委員会ですので、新しい湧別町のまちづくりを進めるために条例制定に取り組むべきだと判断したと文言が入っておりますので、これが明確な答えと思います。

(榎委員)

答申の文言はこれで良いと思います。基本条例というひとつのきっかけでまちづくりを真剣にみんなが考えられるような方向に進んで欲しいと思います。

余談になりますが、2、3年前まで私自身、将来の湧別町を考えた時に、おそらくこの町に残るのは漁師さんと農家さん、そしてお年寄りの方々と思っていました。最近、うちの隣で一人暮らしをしていたおばあちゃんが内地に行くことになりました。これを知った時に、お年寄りも住めない町になったのかなと思いました。

今回の条例がまちづくりに役立てればなと思います。

(宮澤委員)

私は1回目しか参加していないので、発言する資格はないのですが、この文言についてはあまり好きではないです。と言いますのは、皆さんが今まで発言していた熱い思いと言うのがあまり感じられない文章だなと思いました。どこをいじると言うのではないのですが、例えば、最初の「町長より諮問がありました本町における自治基本条例の必要性の検討については、これまで5回の検討委員会を開催して、慎重審議を重ねてまいりました」とありますが、審議と呼べるのかどうか。

真ん中の下にある、「審議の結果」と言うところで、逆に言うとそれの前にこそ慎重に審議を重ねた結果なのではないか。今まで委員会を開催してきて皆さんの活

発の意見の思いと言うのが、この紙では伝わってこないと思います。

先ほど、佐々木委員が言っていたとおり、積極的に参加して欲しいと言うのが、まちづくりの一番大事なところではないかと思しますので、最後の提言のところに、条例を検討する過程で積極的な町民参加が必要などの皆さんが思っていることが入っていないと、文章が出来合いの見本みたいです。

皆さんがおっしゃっていた意見が少しでも伝わるような答申書であれば、原田町長も基本条例を作らなければならないぞと思ってもらえるのではないのでしょうか。

( 関戸副委員長 )

私は、これで良いと思っています。町長から諮問があって、こういう組織を作って、それぞれ委員さんが決められた中で、5回に渡って色々な意見を交わしてきたわけですから、これで良いと思います。ただ、1点だけ宮澤委員が言ったことと関係があるのですが、細かい部分の思いと言うのが、提言の中で言い切れていないと思っています。先ほど佐藤委員が言っていたように、行政側のスピード感がなくなるというような心配される意見を、しっかり伝えなければならないですし、なぜ基本条例を作成したかという想いも、提言の別枠の中に盛り込み、次の委員会の参考になるように付けた方が良いかなと感じています。また、議案の4ページにある事前に提出のあった意見を、もう少し簡素化して附帯の中で入れた方が良いかなと思います。

( 石垣委員長 )

一委員としての意見ですが、本文はこれで良いと思っています。ただ、皆さんが条例について色々な意見を出してきたわけですので、言ってきたことをどの部分でこの答申に生かすかということを考えていかないといけないことと同時に、これから条例を作るとなった時に、谷口委員が第1回目の時に言っていましたが、1万分の10という意見がありました。あれはどういう意味なのか考えて見ますと、1万人の町民がいるわけですから、町民の意見を聞いて、町民が多く関わって作っていくのが良いのではないかという意味でおっしゃったと思います。その大枠の部分がある程度、検討委員会の中で方向性を示しても良いと思います。そして、今回の検討委員が策定委員会に関していくのか、全く入らないのか。私は入らない方が良いと思っていますが、一人も策定委員会に入らないで、新しい町民の人たちが検討しながら新しいものを作っていくという部分を含めて提言の中に盛り込んでいく。そして、町民は男性が半分、女性が半分ですので、委員さんは半分が男性、半分が女性というのが一番望ましいのかなと思います。その部分を検討委員会がある程度の方角性をつけていっても良いのかなと。ただ、中身については足かせをはめてはならないと思います。

これらのことを提言の中で言っていないと、皆さんの言った言葉が凝縮されすぎて、一人ひとりの想いが生きてこないと思います。

(佐藤委員)

私はこれを書いてくれた方には感謝しています。皆さんで丸投げをして、あれが駄目だ、これが駄目だということは、よろしくないと思います。私が逆の立場なら怒りますよ。こちらがたたき台を示せと言って、作った方も色々苦労して作ったわけですから、もう少し言い方があると思いますよ。

(石垣委員長)

会議の前に私と副委員長で、事務局と事前協議をしました。あくまでもこれは素案ですので、皆さんがこの部分を直して欲しいと言うのもありますが、佐藤委員さんがおっしゃったことももっともだと思います。

(石渡委員)

私はこの文章で良いと思います。皆さんの意見が取り入れられていないため、残念だとすれば、答申書に会議録を添付してはどうですか。町長はすべての会議録を読んでいると思いますが、今まで議論した会議録を後ろに添付することで、皆さんの意見は十分受け止めてくれると思います。

今日までの会議の内容をこの1枚の文章で表現することは、できないと思う。むしろ無理ですね。

(石垣委員長)

石渡委員がおっしゃったように、文章をいじらないで、後ろに会議録を付ける形がよろしいかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の発言あり)

(石垣委員長)

再確認致しますが、答申書の内容、表現は原案どおりとして、今までの会議録を添付することで、よろしいですね。

(各委員より「はい」の発言あり)

(石垣委員長)

町長への答申ですが、皆さんがいるところで行いたいのですが。せっかく皆さんで議論してまとまった答申ですから、皆さんと一緒に答申したい思いなのですが。

(関戸副委員長)

町長とは、別の意味で意見交換もできると思いますので、是非、皆さんで答申することで、如何ですかね。そんなに長く時間は掛からないと思います。

(石渡委員)

次回が最後の顔合わせになると思いますので、よろしいのではないですか。できれば、皆さんで一杯飲んだ方が良かったと思いますが、その機会も無かったことなので。

(石垣委員長)

それでは、皆さんよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の発言あり)

(石垣委員長)

私の考えとしては、答申書を渡して、その後は町長と懇談を行うことで、時間をとりたいたいと思います。そうすれば、皆さんと色々な話ができるかなと思います。

それでは日程ですが、10月22日の金曜日、最初の会議の場所がトムでしたので、最後もトムでどうですか。時間は、今までと同じ午後7時でよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の発言あり)

(高山まちづくり推進課長)

最後に確認させていただきたいのですが、今回の会議録の確認ですが、皆さんに集まってもらって確認することができません。ですから、事務局で会議録を作り、お配りして、訂正があった場合は事務局にご連絡をいただいて、訂正し署名をもらう形でよろしいですか。

(各委員より「はい」の発言あり)

(石垣委員長)

では、これで終わります。今日のご苦労様でした。

午後8時00分 終了

以上、第5回（仮称）自治基本条例検討委員会の次第を記録する。

平成22年10月19日

（仮称）自治基本条例検討委員会

委員長 石垣 誠一

会議録署名委員

（仮称）自治基本条例検討委員会

委員 多田 貞子

（仮称）自治基本条例検討委員会

委員 中尾 一也